

共同生活援助の運営に当たっての留意事項等

「共同生活援助ガイドライン（案）」（以下「ガイドライン案」という。）は、学識者、支援現場の有識者及び地方自治体の職員等で構成する検討委員会を組成し、共同生活援助（以下「グループホーム」と言います。）の提供に関する各種法律、指定基準及び関連通知等において、グループホーム事業所に求められている内容を踏まえて作成しました。

ガイドライン案の作成過程において、検討委員会で意見として挙げたもののうち、特にグループホーム事業所が留意すべき事項や取り組むべきものについて、具体的な事例等を交えながら付録としてまとめました。

グループホーム事業所においては、ガイドライン案に加え、本付録も併せて事業所運営の参考としていただき、サービスの質の確保・向上、ひいては利用者の望む暮らしの実現に向けて活用いただけますと幸いです。

令和7年3月

共同生活援助における支援内容の明確化及び支援の質の評価等に係る研究
検討委員会委員一同及び事業事務局（PwC コンサルティング合同会社）

テーマ①**日常生活における丁寧な利用者の意向確認**

食事や余暇時間の過ごし方など、生活の中で利用者の嗜好性が高い場面においては、利用者とのコミュニケーションを通じて意向を確認し、その意向を踏まえて支援を行うことが重要です。

意向の確認に当たっては、比較的コミュニケーションのハードルが低い障害の程度が軽い利用者だけでなく、障害の程度が重い利用者に対しても、障害の特性を踏まえた適切なコミュニケーションを通じて、丁寧に利用者の意向を確認することが必要です。

「共同生活援助ガイドライン（案）」を策定するに当たって実施したヒアリング調査では、次のような方法で、重度障害のある利用者の意向確認を実践している事例がありました。

- 単語で意思表出をする利用者は、発する単語を記録して職員間で利用者の意向を検討している
- 視線文字盤によって利用者の意思を確認している
- 「はい」「いいえ」で回答できる質問を繰り返し、意向を読み取っている
- 他法人のサービスを併用してもらうことで、複数の法人による多角的な視点で意向を確認している
- 現物を見せたり、味見をしてもらったりして、その反応から意向を読み取っている

グループホーム事業所においては、上記の実践事例も参考にしながら、利用者の障害の特性を踏まえた適切なコミュニケーションによって利用者の意向を確認し、日常生活の支援に反映していくことが望まれます。

テーマ②	同一法人が運営する日中活動系サービスの利用の強制等
------	---------------------------

グループホーム事業所を運営する法人には、グループホームの他に、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型 等）を運営している法人も多くあります。

一部のグループホーム事業所において、利用者に対して、利用者が希望していないにも関わらず、同一法人が運営する日中活動系サービス事業所や、グループホームと同一敷地内にある日中活動系サービス事業所を利用することを入居条件としている事業所が見受けられます。

しかし、利用するサービスの選択は利用者本人の希望に基づいて自由に行われるべきものであり、条件を課すことは、その選択の自由を制限することになりますので、条件を課すことは避けなければなりません。

テーマ③**利用者の帰省の制限や強制**

日頃別々の場所で生活をしている利用者とその家族にとって帰省は、家族の交流を持つことができる非常に重要な機会です。帰省の実施に当たっては、利用者や家族の状況や希望に沿って行われることが望ましいです。

本事業で行ったグループホーム事業所に対するアンケート調査では、回答した事業所の約 95%が、「本人や家族の希望がある都度」帰省を実施していることが明らかになりました。しかし、一部ではありますが、「事業所があらかじめ定めた頻度」や「事業所があらかじめ定めた時期のみ」で実施している事業所があることも明らかになりました。

事業所があらかじめ定めた頻度や時期のみで帰省を実施する背景は、事業所の人員の都合や、事業所と家族との調整の負担等を考慮したものだと考えられます。しかし、中には、利用者が帰省することにより、その間の報酬が減額されることを避けるため、いわば経営的視点での都合により、帰省の回数を制限したり、週末は職員体制が手薄になるため、半ば強制的に帰省させたりする事業所があると聞きます。

前述のとおり、帰省は利用者と家族にとって非常に重要な時間です。利用者や家族の希望・都合を可能な限り考慮した上で帰省が実施できるよう、事業所側が柔軟な対応を取ることが望まれます。

テーマ④	障害者虐待の防止
障害者虐待、と聞くと、利用者に対して暴行を加える身体的虐待や、利用者に対してわいせつな行為をする又は利用者わいせつな行為をさせる性的虐待をイメージする方が多いと思います。しかし、これら以外にも、障害者虐待に当たる行為があります。 障害者虐待防止法では、障害者福祉施設等に従事する者が次の行為を行った場合を「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」と定義しています。	
① 身体的虐待：障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。 ② 性的虐待：障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。 ③ 心理的虐待：障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 ④ 放棄・放置：障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。 ⑤ 経済的虐待：障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。	
「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」では、虐待行為の具体的な例として、次のとおり挙げられています。	
区分	内容と具体例
① 身体的虐待	暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与えること。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制したりすること。 【具体的な例】 ・平手打ちする・殴る ・蹴る ・壁に叩きつける ・つねる ・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる ・やけど・打撲させる ・身体拘束（柱や椅子やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させる等）
② 性的虐待	性的な行為やそれを強要すること（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある）。 【具体的な例】 ・性交・性器への接触 ・性的行為を強要する ・裸にする ・キスする ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する・わいせつな映像を見せ

	る・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり映像や画像を撮影したりする
③ 心理的虐待	脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。 【具体的な例】 ・「バカ」「あほ」等障害者を侮辱する言葉を浴びせる・怒鳴る・ののしる ・悪口を言う・仲間に入れない・子ども扱いする・人格をおとしめるような扱いをする・話しかけているのに意図的に無視する
④ 放棄・放置	食事や排泄、入浴、洗濯等身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない、等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。 【具体的な例】 ・食事や水分を十分に与えない・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している・あまり入浴させない・汚れた服を着させ続ける・排泄の介助をしない・髪や爪が伸び放題・室内の掃除をしない・ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる・病気やけがをしても受診させない・学校に行かせない・必要な福祉サービスを受けさせない・制限する・同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する
⑤ 経済的虐待	本人の同意なしに（あるいはだます等して）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用したり、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 【具体的な例】 ・年金や賃金を渡さない・本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない

（引用：「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」）

以上を踏まえると、例えば、職員が利用者との関係があまり良くないことから利用者が話しかけているのに意図的に無視をすることは心理的虐待に、散髪や爪切りの支援を適切に行わず髪や爪が伸び放題であれば放棄・放置に、利用者の日常生活に必要な金銭を、正当な理由なく「金銭管理」という名目で渡さない場合は経済的虐待に当たる可能性があります。

このように、イメージがしやすい身体的虐待や性的虐待でなくとも、日常の中で何気なく障害者虐待をしてしまっている可能性があることに留意し、日々の支援に当たる必要があります。

なお、重度の肢体不自由者は、脊椎の側わんや、四肢、間接等の変形・拘縮等の進行により、身体の状態に合わせた座位保持装置や車いすを医師の意見書又は診断書によりオーダーメイドで製作し、使用している場合があります。これらには、変形等のある身体においても安楽に座位が取れるように、椅子の形

状やパッド等の配置が設計されている他、脊椎の側弯や関節の変形・拘縮等の進行疼痛を防止する目的で体幹等を固定するためのベルトや上肢運動機能や日常生活動作の改善のためのテーブルが付属している場合があります。こうした、身体の変形や拘縮を防止し、体幹を安定させることで活動性を高める目的で使用するベルトやテーブルについては、一律に身体拘束と判断することは適当ではないため、目的に応じて適切に判断することが求められることに留意が必要です。

また、グループホーム事業所は、虐待防止委員会の定期的な開催や、従業者に対する虐待防止研修の定期的な実施など、指定基準により義務付けられている事項を確実に行ってください。こうした事項に取り組むに当たっては、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」を必ず読むようにしましょう。

テーマ⑤	地域との連携（地域連携推進会議の効果）
------	---------------------

グループホーム事業所と地域との連携を深め、地域からの理解促進、効果的な事業運営、サービスの透明性及び質の確保、利用者の権利擁護等を推進するため、各事業所で地域の関係者を含む外部の目を入れた「地域連携推進会議」を開催すること及び会議の構成員が事業所を見学する機会を設けること（それぞれおおむね1年に1回以上）が義務付けられました（令和6年度は努力義務、令和7年度以降は義務）。

地域連携推進会議の義務化に当たって、厚生労働省 令和6年度障害者総合福祉推進事業「障害者支援施設及び共同生活援助におけるサービスの質の確保のために必要な取組についての調査研究」（PwC コンサルティング合同会社）において、複数の事業所の協力を得て、モデル的に地域連携推進会議を開催しました。協力いただいた事業所や参加された構成員から、地域連携推進会議の効果について以下のような意見をいただきました。

＜事業所から＞

- ・ 参加した構成員（自治会長）が、会議後に地域連携推進会議について地域に回覧してくれた。地域の方に事業所について知ってもらうきっかけとなった。
- ・ 構成員から事業運営に関して客観的な意見をもらい、改善につなげることができた。また、事業所が提供しているサービスについて構成員に紹介することで、自分たちのサービスの妥当性について客観的に確認する機会となった。
- ・ 利用者が構成員として会議に参加することにより、利用者から事業所での暮らしに関する意見を聞く貴重な機会となった。
- ・ 事業所の職員も地域の方の意見を聞くことができ、職員のモチベーションアップにもつながった。

＜構成員から＞

- ・ 「障害」とはどんなものか、「障害者支援施設」や「共同生活援助」とはどんなところかを知ることができた。今後は地域行事などを通じて、事業所と地域が連携していけるのではと感じた。
- ・ 今まで利用者と道で会っても挨拶をする関係性でなかったが、会議を通して顔の見える関係ができた。これからはお互いに声を掛け合えると思う。
- ・ 会議において、複数の事業所職員と意見交換することができ、職員が理念ややりがいをもって利用者の支援を行っていることが分かった。

このように、地域連携推進会議の目的である「地域からの理解促進」、「効果的な事業運営」、「サービスの透明性及び質の確保」、「利用者の権利擁護」につ

ながるような効果が確認されました。

地域連携推進会議は、単なる義務として取り組むのではなく、上記の目的を達成し、より良いサービスの提供や利用者の「地域での暮らし」の推進につなげていく意識を持つことが大切です。

今後、事業所の皆さんに地域連携推進会議を有効に活用いただき、地域連携推進会議が事業所と地域がつながるきっかけとなり、またそのつながりを深め続けていく場となることを期待しています。